

相模原市内において無料低額宿泊事業（第2種社会福祉事業）を行う施設の開設状況

令和3年6月1日現在

運営者（所在地・連絡先）50音順	施設所在区・施設数	合計 定員	食事 提供 可否	利用料金例
一般社団法人 あいさぼーと （緑区大島3011番地8・ 電話：0120-134-124）	中央区：1施設	9人	否	居室利用料 41,000円 その他費用 16,000円 + 光熱水費 合計 57,000円 + 光熱水費 ワンルームタイプのため光熱水 費は実費
NPO法人 相模 （横浜市中区常盤町2丁目10番 常盤不動産ビル309・ 電話：0120-45-8745）	緑区：1施設（簡易個室 1） 南区：2施設（1施設：簡易個室）	61人	可	居室利用料 41,000円 食費（3食） 24,500円 その他費用 24,000円 合計 89,500円
NPO法人 ニューライフ （相模原市中央区上溝43番地 山紀ビル5階・ 電話：0120-690-870）	緑区：1施設 中央区：9施設（5施設：7.43㎡未満の居室有 2） 南区：5施設	290人	可	居室利用料 41,000円 食費（3食） 21,800円 その他費用 26,700円 合計 89,500円
		360人		

- 1 簡易個室：各居室の間仕切壁が天井まで達していない居室（令和5年3月31日までには解消されます）
他に利用可能な施設がある場合には、原則、簡易個室以外の施設への入居となります。
- 2 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年8月19日 厚生労働省令第34号）第12条第6項第1号八及び
相模原市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条において「一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43㎡以上
とすること。」としております。条件付きで当分の間、7.43㎡未満の居室があります。